

ち いき い こう し えん ち いきていちゃくし えん あんない
地域移行支援・地域定着支援サービスのご案内



しょうがいしゃ かた ちいき いこう あんしん ちいき せいかつ へいせい
障害者の方がスムーズに地域に移行し、安心して地域で生活できるように、平成24
ねん がつ 4 ねん 4 ねん 4 ねん 4 ねん 4 ねん 4 ねん 4
年4月から、新たに「地域移行支援」と「地域定着支援」サービスが創設されました。

ち いき い こう し えん
地域移行支援とは

しょうがいしゃしえんしせつなど にゅうしよしゃ せいしんかびょういん にゅういん せいしんしょうがいしゃ
障害者支援施設等（※）の入所者や、精神科病院に入院している精神障害者で、これか
らちいきせいかつ いこう かた いっばんそうだんしえんじぎょうしゃ ほうもんそうだん どうこうほうもん じゅうきよ
地域生活へ移行しようとする方に、一般相談支援事業者が、訪問相談、同行訪問、住居
かくほ てつだ など
の確保のお手伝い等をするサービスです。

しょうがいしゃしえんしせつなど しょうがいしゃしえんしせつ その じどうふくししせつ りょうようかいご
※障害者支援施設等…障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護をおこなう
びょういん
病院

ち いきていちゃくし えん
地域定着支援とは

たんしん しょうがいしゃ かたなど ちいき せいかつ ふあん かた こま とき いっばんそうだんしえん
単身の障害者の方等で地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、一般相談支援
じぎょうしゃ でんわそうだん きんきゅうほうもん
事業者が、電話相談や緊急訪問をするサービスです。

いっばんそうだんし えん じぎょうしゃ
一般相談支援事業者とは

ち いき い こう し えん ち いきていちゃくし えん ていきょう じぎょうしゃ しないかくく
地域移行支援、地域定着支援のサービスを提供する事業者で、市内各区にあります。

ほんにん きぼう じぎょうしゃ えら ちやくせつけいやく むす
ご本人が希望する事業者を選び、直接契約を結びます。

じぎょうしゃ しょうさい べつとかくにん
※事業者の詳細は別途確認してください。

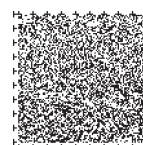
りょうほうほう
利用方法

くやくしょ、 ち いき い こう し えん ち いきていちゃくし えん りょうしんせい
区役所に、地域移行支援または地域定着支援の利用申請をします。

けいかくそうだんしえん しきゅうしんせい ひつよう
また、あわせて計画相談支援の支給申請も必要です。

くやくしょ ちょうさ う しきゅうけつていご いっばんそうだんしえんじぎょうしゃ りょうけいやく
区役所による調査を受け、支給決定後に一般相談支援事業者と利用契約をします。

平成24年10月 神戸市



詳しい説明

① 利用者が、区役所に申請書を提出します。
区役所が利用者に障害程度区分認定調査、サービス利用意向の調査をおこないます。

② 利用者が、希望する特定相談支援事業者に利用計画の作成を直接申し込み
契約します。

③ 特定相談支援事業者が、利用者の自宅等を訪問し、利用者やその家族から、生活
の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、利用計画案（サービス等
利用計画案）を作成します。

※利用計画案は利用者自身や家族等が作成することもできます。（セルフプラン）

④ 利用者または特定相談支援事業者が、③で作成した利用計画案、「計画相談支援・
障害児相談支援 依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書」等、必要書類を
区役所に提出します。

⑤ 区役所が、④で提出された利用計画案や調査の内容を見た上で、サービスの
支給決定をおこないます。

⑥ 利用者が、支給決定の内容を見て、サービスの提供をおこなう一般相談支援
事業者を決定します。
特定相談支援事業者が利用計画を作成します。

⑦ 利用者または特定相談支援事業者が、利用計画を区役所に提出します。
利用計画にもとづいて一般相談支援事業者のサービスを利用します。

⑧ 特定相談支援事業者が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに
利用者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況を確認します。

区役所及び障害者地域生活支援センターの連絡先一覧

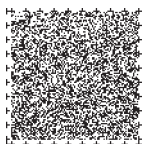
《各区 保健福祉部》 受付時間 月～金(平日)8:45～17:15(ただし、12:00～13:00 は除く)

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
東灘区保健福祉部健康福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1
灘区保健福祉部健康福祉課	843-7001	843-7021	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1
中央区保健福祉部健康福祉課	232-4411	242-8821	〒651-8570 中央区雲井通 5-1-1
兵庫区保健福祉部健康福祉課	511-2111	511-7006	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1
北区保健福祉部健康福祉課	593-1111	595-2381	〒651-1195 北区鈴蘭台西町 1-25-1
北区北神担当保健福祉課	981-8870	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2 階
長田区保健福祉部健康福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町 3-4-3
須磨区保健福祉部健康福祉課	731-4341	735-8159	〒654-0154 須磨区大黒町 4-1-1
須磨区北須磨支所保健福祉課	793-1313	795-1140	〒654-0195 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5 階
垂水区保健福祉部健康福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館内 2 階
西区保健福祉部健康福祉課	929-0001	929-1690	〒651-2195 西区玉津町小山字川端 180-3

《障害者地域生活支援センター》 窓口開設時間 月～金(平日)9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00

ただし、小規模センター(※)の土日祝の窓口開設時間については、直接お問い合わせ下さい

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
ひがしなだ障害者地域生活支援センター	452-1510	452-1529	〒658-0073 東灘区西岡本 2-25-1
みかげ障害者地域生活支援センター ※	843-0592	843-0593	〒658-0046 東灘区御影本町 3-9-8
なだ障害者地域生活支援センター	882-7013	882-7014	〒657-0846 灘区岩屋北町 6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内 1 階
ちゅうおう障害者地域生活支援センター	367-6651	351-1660	〒650-0022 中央区元町通 7-3-12
ひょうご障害者地域生活支援センター	686-1731	686-1732	〒652-0897 兵庫区駅南通 5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内 3 階
きた障害者地域生活支援センター	596-6336	596-6337	〒651-1131 北区北五葉 1-13-1 レ・アール 3 階
たにがみ障害者地域生活支援センター ※	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町 8-21 シャトーノールデュエ II 1 階
ながた障害者地域生活支援センター	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通 5-101-1
すま障害者地域生活支援センター	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス 1 階
いたやど障害者地域生活支援センター ※	731-5277	731-5288	〒654-0023 須磨区戎町 3-5-1
たるみ障害者地域生活支援センター	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多間 7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内 3 階
たるみみなみ障害者地域生活支援センター ※	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向 2-2-4 垂水日向ビル 3 階
にし障害者地域生活支援センター	996-9820	996-9821	〒651-2273 西区糀台 5-6-1 西区民センタービル 5 階
たまつあげぼの障害者地域生活支援センター ※	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町 1070 総合リハビリテーションセンター総合相談所内



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成 24 年 10 月発行 神戸市保健福祉局障害福祉部自立支援課

神戸市広報印刷物登録 平成 24 年度第 213 号 広報印刷物規格 B-1 類